

三朝町学校跡地施設等利用方針

1 趣旨

平成31年4月の町内小学校の統合に伴い、空き校舎となった2つの小学校施設及び跡地の利用方法を検討するため「三朝町学校跡地施設等利用検討委員会」を立ち上げ、地域と立地の現況に相応しい利用の方向性を「報告書」としてまとめられました。

当検討委員会からの提言を受け、町として学校跡地施設等の利用について円滑な事務手続きを進めるための方針を定めることとします。

2 対象施設等

本方針では、下記の学校施設等を対象とします。

- (1) 東小学校校舎、体育館、グラウンド及びプール
- (2) 南小学校校舎、体育館、グラウンド及び町民プール

3 基本的な方針

- (1) 両学校跡地施設等の方針

跡地施設一括での売却を基本とした民間企業による活用

- (2) 希望する利用への方向性

①東小学校跡地

- ・観光地と特産品などの地域資源を活用した取組み
- ・今後の町づくりに寄与すると見込まれる分野における取組み

②南小学校跡地

- ・豊かな自然を活かした産業振興に繋がる取組み
- ・今後の町づくりに寄与すると見込まれる分野における取組み

4 具体的な検討

本方針に基づく跡地等の活用については、敷地を分割せず一括での売却を基本としますが、建物の老朽化の状況や相手先の資力に応じて貸付も検討します。

売却にあたって、建物は現状有姿を基本としますが、土地及び建物の現状や相手先の利用目的に応じその都度判断します。

建物を貸付する場合は、有償を前提とし、借主が跡地施設等の適正な管理及び維持修繕等を行い、これらについて町の費用負担を伴わないことを条件とします。また、貸付期間満了時に契約が更新されない定期借地借家契約とします。

- (1) 公募による売却・貸付

地域の活性化やまちづくりの観点から政策誘導を図ることを目的として、跡地施設等の利用に条件及び希望を付して公募するとともに、プロポーザル方式などあらゆる

手法の可能性を検討しながら、公募売却又は貸付先を選定します。

(2) 地域との協議

これまで多くの子どもたちが通い、地域コミュニティの核であった学校の跡地施設等の利用にあたっては、地域住民の愛着が強いものであることを踏まえ、購入等を希望する民間企業の活用方法について情報共有を図り、地域住民の理解が得られるよう最大限の配慮を持って進めます。

(3) 暫定利用

民間事業者等への売却又は貸付が進まない場合は、その活用が最終的に決定されるまでの間、体育館やグラウンドなど比較的開放が容易な一部施設について条件が整えば一時的な使用を認めるなど、暫定利用を図る場合があります。

5 跡地施設等の利用に向けた手続き等

(1) 跡地施設等の利用意向の募集

町のホームページをはじめとする各種メディアの活用や、国の進める「みんなの廃校プロジェクト」掲載による県外企業とのマッチングイベントを活用するなど、広く跡地施設等に係る利用の希望を募集します。

(2) 跡地施設等の利用意向がない場合

(1) の利用意向の募集を開始してから、おおむね10年が経過しても跡地施設等の利用が見込めない場合は、本方針に基づく手続きを終了し、取壊しなどの必要な措置を行うこととします。